

熱中症特別警戒情報制度の運用開始について

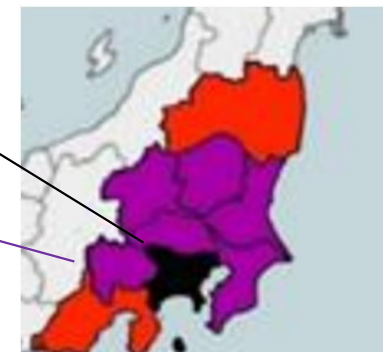
令和6(2024)年4月24日 環境森林部気候変動対策課



- 気候変動適応法の改正に伴い、暑さ指数(※)が一定の基準を超えた場合に発表される「熱中症特別警戒情報」が新設され、令和6(2024)年4月24日から全国一斉に運用開始(※湿度、輻射熱、気温から算出)
- 県は、住民に周知する伝達体制を構築し、住民に対し熱中症予防行動について注意喚起を行っていく

1 熱中症特別警戒情報の概要

暑さ指数	法施行前	法施行後(法定化)	発表要件	色
35以上	—	熱中症 特別 警戒情報 (一般名称:熱中症 特別 警戒アラート)	県内全て の観測地点※の暑さ指数予測値が 35 以上	黒
33以上	熱中症警戒アラート	熱中症警戒情報 (一般名称:熱中症警戒アラート)	県内いずれか の観測地点※の暑さ指数予測値が 33 以上	紫

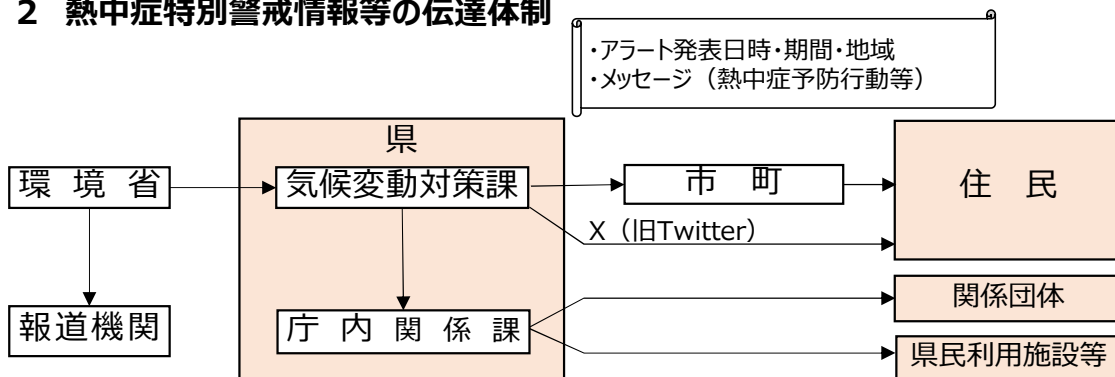


<発表のイメージ>

暑さ指数31以上…「運動原則中止」
県内の過去最高値:「佐野」36.2 (R4.8.10)

※ 県内14か所: 宇都宮、塩谷、奥日光、五十里、黒磯、佐野、鹿沼、小山、真岡、大田原、土呂部、那須烏山、那須高原、日光東町

2 熱中症特別警戒情報等の伝達体制



※その他の熱中症対策

- 指定暑熱避難施設の指定 (R6.4.1~施行)
市町は熱中症特別警戒情報発表時に住民が避難する「指定暑熱避難施設」を指定できる。ただし、指定した場合は開放することが義務
- 熱中症対策普及団体の指定 (R6.4.1~施行)
市町は熱中症対策に係る普及啓発を行い、住民に呼びかける「熱中症対策普及団体」を指定できる



指定暑熱避難施設の例
: 市役所の待合所 等